

9. 鋼船規則検査要領 C 編における改正点の解説 (ラダーキャリアベアリング)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 C 編検査要領中、ラダーキャリアベアリングに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

ラダーキャリアのベアリングディスクに関し、その使用材料やベアリング圧力について、制定当時の実績等に基づき、標準要件を独自要件として鋼船規則 C 編に取り入れている。

一方で、昨今では樹脂などの制定当時想定してい

なかった材料を使用したいとの要望が増えてきていることから、当該規定の見直しを行った。

その結果、現在標準としている材料や設計圧力以外であっても同等性及び安全性が確認できることを条件に、使用できるよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

製造者又は造船所から提出された資料によって、想定する面圧下において良好な潤滑が確認できる場合にあっては、標準要件として定める使用材料及び設計面圧以外のものも認める場合がある旨鋼船規則検査要領 C 編 1 編 C13.2.11.1-2.(3)に規定した。